

大阪・関西万博愛媛魅力発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博愛媛魅力発信事業業務

2 委託目的

令和7年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）会場内の催事施設において、愛媛県のブースを出展することで、愛媛の魅力効果を効果的かつ効率的にPRし、愛媛観光の認知度向上と誘客促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

4 委託料（上限）

35,890千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 出展期間等（予定）

出展期間：令和7年8月27日（水）～30日（土）（※8月26日は設営、8月31日は撤去日とする。）

出展時間：出展日の9:00～21:00（※8:00～9:00で出展準備、21:00～22:00で片付けを行うこと。）

出展会場：メッセ内を区分した1区画（約200㎡）

6 業務概要

次のブースイメージをベースに愛媛の認知度向上と誘客促進を図るために必要な企画を立案し、実現に向けた計画作成・制作・調整、全ての愛媛県ブース来場者に対する安全・安心の確保、快適に体感できる会場整備、満足度を高める運営等を円滑に実施する。

【ブースイメージ】

(1) 企画コンセプト

「疲れたら、愛媛。」

(2) メインターゲット

女性や家族連れ、中高年層

(3) 企画イメージ

①愛媛グルメを満喫できる飲食・物販スペースの設置（※）

・蛇口ジュースや柑橘スイーツ、「すご味」（じゃこ天の実演販売は実施すること）等の飲食提供含む

・柑橘アロマや「すごモノ」を活用した癒しの空間の創出

※椅子を設置しない等、ブース来場者の滞留を防ぐ工夫をすること

※火気の使用は禁止されていることに注意すること（電磁調理器は可）

※メニューは県と協議のうえ決定すること

（参考）

・愛媛の生産者「すご味」データベース (<https://ehime-hyakka.com/sugojai/>)

- ・愛媛の「すごモノ」データベース (<https://ehime-hyakka.com/sugomono/>)
- ②自然・歴史文化・アクティビティの体験ができる日替わり企画
 - ・バーチャルサイクリングしまなみ大会（ゲスト参加含む）
 - ※ROUVYにおいて「しまなみコース」あり
 - （参考）過去に当県が行ったバーチャルサイクリングイベント
 - ・第1回：バーチャルサイクリングしまなみプレミアムⅠ【ROUVY AR】
(<https://www.youtube.com/watch?v=EoA0dMEilU8>)
 - ・第2回：バーチャルサイクリングしまなみプレミアムⅡ【ROUVY AR】
(<https://www.youtube.com/watch?v=hkv0Gm4mF1M>)
 - ・県内市町の文化、伝統工芸等を活用したイベント
 - ・「愛媛・伊予観光大使」（大使のリストは別添のとおり）の活用（任意）
- ③愛媛観光のプロモーション
 - ・ARやVR（県から貸与可能なもの有）等のデジタル技術を活用
 - ・ARは愛媛らしい企画を実施（AR新規開発含む）
 - ・「みきゃん」等着ぐるみ（県貸与）や絶景パネル（県から利用可能なデータ提供可）を活用
- （4）その他
 - ・愛媛の魅力を効果的かつ効率的にPRできる導線とすること。
 - ・スタッフの控室を確保すること。（必要最小限）
 - ・案内やアナウンス、印刷物の標記等、多言語対応が求められる場面において、最低限「日本語」と「英語」の二言語対応を行うこと。
 - ・博覧会協会が加入を義務付ける財産（火災）保険、動産総合保険に加入すること。

7 具体的な業務内容

（1）全体調整

- ・ブースの出展の企画立案、実現のための計画策定、工作物の制作、撤去まで含めた出展期間中の運営等についての全体調整及び進捗管理の実施
- ・博覧会協会から随時示されるガイドライン、要件等に対して、都度対応した出展の実現
- ・博覧会協会等が求める提出書類（消防署、保健所等博覧会協会以外に提出する書類含む）の作成と打合せへの同席
- ・博覧会協会が求める施設利用料等の出展に関する一切の経費の県に代わっての支払い（支払う経費は委託料に含む）
- ・6（3）①の出店事業者、6（3）②のイベント実施者の確保・調整（※現金での販売はできず、博覧会協会指定のキャッシュレス決済のみの取扱いとなることに注意すること。）
- ・6（3）①の出店事業者、6（3）②のイベント実施者が物販等を直接行う場合は、その売上（博覧会協会に支払うロイヤリティ、手数料を差し引いたもの）は当該事業者の収益とすること。

（2）企画立案

- ・ブースの出展の具体的な企画立案を行う。
- ・ブースの基本設計図及びイメージパースを作成する。

(3) 計画作成

- ・ブースの使用に必要となる会場の建築構造や使用条件等の整理を行う。
- ・企画の実現に向けて、工作物の設計・制作、出展期間中の運営に関する必要事項を整理し、概略行程、詳細スケジュールを作成する。
- ・ブースの基本設計図及びイメージパースを作成する。
- ・企画提案書を基に、県と協議のうえ、計画書を作成する。

(4) ブース施工に係る制作等

- ・(3)の計画書を基に、装飾、機材、その他ブース出展に必要なものを計画的に調達、制作する。

(5) 現地スタッフの確保・教育

- ・出展期間中の運営に必要な現地スタッフを確保する。(※現地スタッフの配置人数は、県と協議のうえ決定すること。)
- ・現地スタッフに対し、来場者満足度を高める内容を含む運営に必要な知識・技能を習得させる教育を行う。

(6) ブースの施工・運営・撤去

①全体管理

- ・来場者の安全・安心確保並びに快適に体感できる会場づくり等を行い、円滑にブースを運営する。
- ・運営に係る業務分担・必要人員の配置を行う。
- ・運営マニュアルや運営に関する各種資料の作成を行う。

②会場調整・施工・撤去

- ・企画に必要なブースの施工及び水道・光熱・通信費等出展に係る一切の各種手続き、届け出（保健所等への届け出も含む）を行う。
- ・ブースの施工・撤去に必要な搬入出を行う。
- ・出展期間の中で、ブース出展期間が最大限確保できるよう、施工及び撤去は速やかに行う。

③イベント運営

- ・出展期間中のタイムスケジュールや日替わりイベントの進行台本を作成し、関係者との連絡・調整を行い、出展期間中の管理運営を行う。
- ・受付事務が発生することとなった場合は、受付事務局、問合せ窓口、会場での連絡調整業務を行うこと。

(7) 実績報告

- ・来場者へのアンケートを実施する等、来場者数や属性、愛媛への来訪意欲等を正確に把握する。
- ・ブースの来場者数、属性、来場者の感想、期間中のブースの状況を撮影した写真・動画等を含む業務の結果をまとめて報告する。

(8) その他独自提案

- ※愛媛県のブースにおいて、愛媛の魅力を効果的かつ効率的にPRし、愛媛の認知度向上と誘客促進に資する独自の提案を行うこと。

8 K P I

当事業のK P Iは以下のとおりとする。

- (1) 愛媛県ブース来場者数：30,000人以上

9 県から貸与可能な物品等

(1) 県から貸与可能な物品等は以下のとおり。なお、物品等の輸送は受託者の負担で行うこと。

①蛇口ジュース

什器 3 台

ただし、営業利用不可。また、利用するみかんジュースは愛媛県産かんきつ類を原料とする愛媛県産品で、果粒（さのう）が入っておらず、果汁（100%）のものとする。

②バーチャルサイクリングの機材

スマートローラー 2 台

自転車 2 台

③観光プロモーション用VR

VRゴーグル 6 台

VR動画（面河溪キャニオニング、石鎚登山、西海シーウォーカー等）

（参考：<https://www.pref.ehime.jp/page/17980.html>）

④みきやん等着ぐるみ

みきやん、ダークみきやん、こみきやん

⑤絶景パネルのデータ（利用データは事業受託後に調整）

10 成果品

(1) ここで示す成果品は、チューブファイルにファイリングした紙媒体 1 式と、CD 又はDVDに格納したMicrosoft Word、Excel、PowerPoint 形式又はPDF形式による電子ファイルを提出すること。

○提出物

No	納品物	内容
1	実績報告書	業務の目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画の工程スケジュール等からなるもの
2	ブース実績報告書	来場者へのアンケート実施等により把握したブース来場者数や属性、愛媛への来訪意欲、来場者の感想、期間中のブースの状況を撮影した写真・動画等を含む業務の結果をまとめたもの

(2) 全てウイルス対策ソフトにより検査した上で、納品すること。

(3) 納品物がウイルスに感染していることにより、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

11 その他留意事項

(1) 著作権等の取り扱い

本業務における著作権の取扱いについては、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①作成された成果物等の取扱い

本業務により作成された成果物等の著作権は、発注者に属するものとし、受託者は、成果物等が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物等に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、成果物等に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

②著作者人格権の行使

受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、発注者及び発注者の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

③受託者が既に著作権を保有している成果物等の取扱い

成果物等の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

(2) 業務の再委託

- 契約業務の一部を委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し県の承認を得ること。
- 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- 受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。